

専決基準規程

2016年8月1日

2017年6月1日改正

2022年3月10日改正

2022年6月14日改正

規 19 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本財団ボランティアセンター（以下「センター」という）における事務の円滑な執行を期するとともに、責任の範囲を明らかにするため、事務処理の専決に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 決裁 会長の権限に属する事務について、会長又はこの規程により専決権限を有する者が最終的に意思を決定することをいう。

(2) 専決 会長の権限に属する事務を、常時会長に代わって決裁することをいう。

(3) 代決 会長又は専決者が不在の場合において、この規程に定める者が代わって決裁することをいう。

(代決)

第 3 条 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる決裁権者の区分に従い、第 1 順位者が代決し、決裁権者及び第 1 順位者が不在のときは、当該区分に従い第 2 順位者が代決する。

| 決裁権者 | 代決権者 | |
|------|---------|---------|
| | 第 1 順位者 | 第 2 順位者 |
| 会長 | 専務理事 | 常務理事 |
| 専務理事 | 常務理事 | マネージャー |
| 常務理事 | マネージャー | — |

(代決の制限)

第 4 条 代決者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、代決することができない。

- (1) 事の重大又は異例に属するとき。
- (2) 紛議論争があるとき又は処理の結果紛議論争を生ずる恐れがあるとき。

(専決の制限)

第 5 条 次条以下の専決事項であっても、前条各号のいずれかに該当する場合又は特に上司において事案を了知しておく必要があると認められる場合は、専決することができない。

(専務理事の専決事項)

第 6 条 専務理事の専決できる事項は、次の各号を除くものとする。

- (1) 定款第 17 条に基づき、評議員会に付議する事項。
- (2) 定款第 19 条に基づく、評議員会の開催に係る事項。
- (3) 定款第 36 条に基づく、理事会の開催に係る事項。
- (4) 500 万円以上の物品の購入等に係る事項。
- (5) 旅費規程第 2 条に基づく、専務理事の出張に係る事項。
- (6) その他、前各号に準ずる事項。

(常務理事の専決事項)

第 7 条 常務理事の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施に係る事務手続きに係る事項。
- (2) 派遣・臨時雇用員等の雇用に係る事項。
- (3) 職員の勤怠に係る事項。
- (4) 給与の支払いに係る事項。
- (5) 出納に係る事項。
- (6) 契約に係る事項。
- (7) 文書管理に係る事項。
- (8) 200 万円未満の物品の購入等に係る事項。
- (9) 会長、専務理事及び常務理事以外の者の出張に係る事項。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、会長の指定する事項。

(マネージャーの専決事項)

第 8 条 マネージャーの専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 20 万円未満の物品の購入等に係る事項。
- (2) 職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に係る事項。

(公表)

第9条 この規程は、センター公式ウェブサイトにより公表する。

(改正)

第10条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2016年6月15日より施行する。

附則 この規程の一部変更は、2017年6月1日より施行する。

附則 この規程の一部変更は、2022年4月1日より施行する。

附則 この規程の一部変更は、2022年6月14日より施行する。